

聖籠町政務活動費の交付に関する条例をここに公布する。

平成二十五年二月二十一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第二号

聖籠町議会政務活動費の交付に関する条例

聖籠町議会政務調査費の交付に関する条例（平成十三年聖籠町条例第一号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十四項、第十五項及び第十六項の規定に基づき、聖籠町議会における政務活動費の交付その他必要な事項を定めるものとする。

（政務活動費を充てることのできる経費の範囲）

第二条 政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広報・広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等町政の課題及び住民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることのできるものとする。

（交付対象）

第三条 政務活動費の交付対象は、聖籠町議会の議員とする。

（議員に係る政務活動費）

第四条 議員に係る政務活動費の額は、月の初日に在職する議員について月額一万円とする。

（交付申請）

第五条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年

度、四月十日までに別に定める様式により政務活動費交付申請書を町長に提出しなければならない。

2 年度の途中から政務活動費の交付を受けようとする議員は、交付を受けようとする月の十日までに別に定める様式により政務活動費交付申請書を町長に提出しなければならない。

3 議員は、前二項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、別に定める様式により政務活動費変更交付申請書を町長に提出しなければならない。
(交付決定)

第六条 町長は、前条の規定による交付申請があった場合、速やかに政務活動費の交付又は交付の変更の決定を行い、別に定める様式により議員に通知しなければならない。
(交付請求及び交付方法)

第七条 議員は、前条の規定による通知を受けた後、各半期の最初の月の二十日（半期の途中から交付請求する場合は、交付対象となる最初の月の十日）までに、別に定める様式により当該半期に属する交付対象月数分の政務活動費を町長に請求するものとする。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 議員は、半期の途中において、当該半期に交付を受けることができ、政務活動費の額が増加したときは、前条の規定による交付の変更決定通知を受けた後、別に定める様式により当該増加額を町長に請求するものとする。

3 町長は、前二項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

4 議員は、半期の途中において、当該半期に交付を受けることができる政務活動費の額が減少したときは、当該

減少額を速やかに返還しなければならない。

5 政務活動費の交付を受けた議員は、半期の途中において、議員でなくなったときは、その事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

（収支報告書）

第八条 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式第一号により領収証その他支出を証すべき書面を添えて、年度終了日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、議員でなくなった場合には、前項の規定にかかわらず、当該事由の生じた日の属する月までの収支報告書を、当該事由の生じた日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

（議長の調査）

第九条 議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、前条の規定により収支報告書が別記様式第一号により領収証その他支出を証すべき書面を添えて提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（政務活動費の返還）

第十条 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において行った政務活動費による支出（第二条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還し

なければならない。

- 2 議員が当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しない場合、町長は当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を議員に命じなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

- 第十一条 第八条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 次の各号に規定する者は、議長に対し前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

一 町内に住所を有する者

二 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

(委任)

- 第十二条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に關し必要な事項は、議長の定めるところによる。

附 則

- 1 この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。
- 2 この条例による改正前の聖籠町議会政務調査費の交付に關する条例の規定により交付されたこの条例の施行の日に属する月前の分までの政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

議員に係る政務活動費の経費の範囲

経 費	内 容
調 査 研 究 費	議員が行う町の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広 報 ・ 広 聴 費	議員が行う活動の広報・広聴活動に要する経費
要 請 陳 情 等 活 動 費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資 料 作 成 費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別紙

年度政務活動費収支報告書

聖籠町議会議員 氏 名

1 収 入

政 務 活 動 費 _____円

2 支 出

(単 位 : 円)

項 目	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 ・ 広 聴 費		
要 請 陳 情 等 活 動 費		
○ ○ ○ 費		
○ ○ ○ 費		
○ ○ ○ 費		
○ ○ ○ 費		
○ ○ ○ 費		
合 計		

3 残 余

_____ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

別記様式 (第8条関係)

年 月 日

聖籠町議会議長

様

聖籠町議会議員

印

年度政務活動費に係る収支報告について

聖籠町議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項(第2項)の規定により、
別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。